

ぶかいさぎょうちーむ ほうもんけい ぎじょうし がつ
部会作業チーム（訪問系）議事要旨（12月）

1. にちじ へいせい ねん がつ にち か
日時：平成22年12月7日（火）14：30～17：10
2. ばしょ こうせいろうどうしょう かいせんよう かいぎしつ
場所：厚生労働省17階専用18会議室
3. しゅっせきしゃ
出席者
おのうえざちょう おかべふくざちょう おおはまいいん おだじまいいん たなか まさ いいん
尾上座長、岡部副座長、大濱委員、小田島委員、田中（正）委員、
なかにしいいん はしもとしいいん
中西委員、橋本委員
4. ぎじょうし
議事要旨
【「1. 「パーソナル・アシスタンス」制度の確立に向けて、現行の重度訪問介護
かいかく じゅうじつはってん
を改革し、充実発展させる」
げんこう しんたいかいご かじえんじょ こうどうえんごとう かんが
「3. 現行の身体介護、家事援助、行動援護等についてどう考えるか？また、
しょうがいとくせい りようしゃにーず たいおう みなお
障害特性や利用者ニーズに対応できるような見直しについて」
みまも あんしんかくほ ふく じんてきさぽーと
「4. 見守りや安心確保も含めた人的サポートについて」
しーむれす しえん ほかぶんや やくわりぶんたん ざいげんちようせい
「6. シームレスな支援と他分野との役割分担・財源調整」 について）】

いいん
委員より

- ・ ぱーそなるあしすたんと どうじしゃしゅどう ふ げんこう
パーソナルアシスタントが当事者主導であるということを踏まえれば、現行の
じゅうどほうもんかいご ちか じゅうどほうもんかいご たいしょうしゃ
重度訪問介護がかなり近いものとなっている。重度訪問介護の対象者に
ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃおよ しょうがいじ くわ しえん ばめん
知的障害者、精神障害者及び障害児を加えるとともに、支援の場面に
つうねん ちょうき わた がいしゅつ ついか わくぐ かくだい
ついて通年かつ長期に渡る外出などを追加し、枠組みを拡大すればいい。
- ・ ちてきしょうがいしゃ いどうしえん しえんひせいどじ きょたくかいご なか おこな
知的障害者の移動支援については、支援費制度時は居宅介護の中で行われ
ており、それを考えれば、居宅介護と同じ個別給付に戻すということも容易で
あるはず。
- ・ げんこう ちてきしょうがいしゃ しえん かじえんじょ しゅ しんたいかいご いどうしえん
現行の知的障害者への支援は、家事援助を主とし、身体介護や移動支援
た したのものとなっているが、いずれも足りない。サービス全体を総組み替えし、介護
ほけんせいど しょうがいどくじ しく ぱーそなる あしすたんと そうせつ
保険制度にはない障害独自の仕組みとして「パーソナル・アシスタンス」を創設し、
じゅうどほうもんかいご こうどうえんご いがい かじえんじょ しんたいかいご いちづ
重度訪問介護・行動援護、それ以外に家事援助や身体介護を位置付ければ
いいのではないか。
- ・ じこけつてい じゅうし かんてん げつ しきゅうりょう つか
自己決定を重視するという観点からは、1か月の支給量をどのように使う

りようしゃ じゆう しく
かは利用者の自由という仕組みがいいのではないか。

ふくざちょうこめんと
副座長コメント

- ・ じゅうどほうもんかいご ぱーそなる あしすたんす かくだい じゅうど
重度訪問介護は「パーソナル・アシスタンス」として拡大していくべき。重度
ほうもんかいごいがい さーびす ぱーそなる あしすたんす よ
訪問介護以外のサービスは、「パーソナル・アシスタンス」でなくて良いというわけ
ではないが、じゅうどほうもんかいご なが べつ せいり おこな
重度訪問介護の流れとは別として整理を行うべきではないか。

いいん
委員より

- ・ ほうもんけいさーびす ちいきかくさ おお ほうかつてき さーびす せいどか ばあい
訪問系サービスは地域格差が大きく、包括的なサービスを制度化した場合、
さーびす すその ひろ しょうがく ふ
サービスの裾野が広がるため所要額が増える。

ふくざちょうこめんと
副座長コメント

- ・ ざいげん たいせつ りかい ざいげん げんこう せいど わく
財源が大切というのも理解するが、財源にとられすぎて現行の制度の枠
にしばられた議論をしてはいけない。ぜんたい たいけい かんが ぎろん
全体の体系をどのように考えるのか議論を
おこな ほう せいさんてき
行う方が生産的ではないか。

いいん
委員より

- ・ ぱーそなる あしすたんす なか しえん ひつようど ちが ひょうか
パーソナル・アシスタンスの中でも、支援の必要度の違いというものを評価す
ひつよう
る必要がある。

ざちょうこめんと
座長コメント

- ・ しょうがいしゃけんりじょうやく ぱーそなる あしすたんす ふく
障害者権利条約においても「パーソナル・アシスタンスを含む」とされている
ので、ぱーそなる あしすたんす ひつす いっぽう すべ ぱーそなる
パーソナル・アシスタンスは必須であるが、一方で、全てがパーソナル・
あしすたんす かんが
アシスタンスになるということでもないと考えている。

いいん
委員より

- ・ こうどうえんご ここ しょうがいしゃ たい みた じゅうよう こべつせい
行動援護についても、個々の障害者に対する見立てが重要であり、個別性
じゅうし しえん かんが こうどうえんご せんもんせい ひょうか ほうしゅう
を重視する支援と考えるが、行動援護については専門性を評価し報酬を
いっていいじょう ひつよう
一定以上とする必要がある。

ふくざちょうこめんと
副座長コメント

- ・ ぱーそなる あしすたんす たいしょうしゃ じゅうどほうもんかいご たいしょうしゃ
パーソナル・アシスタンスの対象者は、重度訪問介護の対象者である
じゅうど したいふじゅうしゃ くわ
「重度の肢体不自由者」に加え、
① じゅうどじへい ちてきしょうがいしゃ こうどうしょうがい いじる ひと こうどうえんご
重度自閉／知的障害者で行動障害が著しい人（≡行動援護
たいしょうしゃ
対象者）
② ちゅうけいどちてき はったつ せいしんしょうがいしゃ しょくほうこうい
中軽度知的（発達）精神障害者であっても、「触法行為」につながる

こうい とらぶる た ひと にちじょうせいかつぜんばん じょうじ しえん よう
行為やトラブルが絶えない人といった「日常生活全般に常時の支援を要
する」知的障害者や精神障害者ということでもいいのではないか。

いいん
委員より

- ぐるーぶほーむ さいしゅうもくてき ひとり かいじょしゃ ちいき く
・ グループホームも、最終目的は一人ひとり介助者がついて地域で暮らすこと
であり、パーソナル・アシスタンスによりそれができる様になればいい。

いいん
委員より

- しきゅうけつてい う はんい はんい せいげんな りよう せいげん
・ 支給決定を受けた範囲なら、範囲の制限無く利用できるようにすべき。制限
されると地域生活ができない。

ふくざちょうこめんと
副座長コメント

- じゅうどほうもんかいご げんざい しょうがいじ たいしょう ふく
・ 重度訪問介護は現在は障害児が対象に含まれていないが、これは
しょうがいじ ふく きほんてき ほうこう しょうがいじ しょうらい
障害児を含めていくことが基本的な方向。ただ、障害児については、将来
おやもと じりつ ぜんてい しえん ようけん ひつよう
の親元からの自立を前提とした支援を要件とする必要があるのではないか。

いいん
委員より

- ぐるーぶほーむ けあほーむ へるば りよう
・ グループホーム、ケアホームにおいてもヘルパーの利用ができるようにすべき。

いいん
委員より

- あま しきゅうけつていじかん く こ しく もう
・ 余った支給決定時間を繰り越す仕組みが設けられないか。

いいん
委員より

- つき しきゅうけつてい おこな よ
・ 月をまたいで支給決定を行えると良い。

【「2. 移動支援事業を基本的に個別給付とし、くに ざいせいせきにん めいかくか
とともに、「他の者と平等」な参加ができるよう柔軟な仕組みとする」について】

いいん
委員より

- きゅう きゅう かる ちてきしょうがいしゃ いどうしえん りよう ほ
・ 3級・4級の軽い知的障害者も移動支援が利用できるようにして欲しい。

いいん
委員より

- いどうしえん こべつきゅうふか すいしんかいぎ い ふく
・ 移動支援を個別給付化というのは推進会議でも言われており、どこに含めるの
かんが じゅうどほうもんかいごとう あ
か考えなければならないが、重度訪問介護等と合わせればいいのではないか。
いどうしえん なまえ がいしゅつ はんい げんてい せいかつこうどう
・ 移動支援という名前のままにすると、外出の範囲が限定される。生活行動
しえん なまえ
支援のような名前とすべきではないか。

いいん
委員より

- にちちゅういちじしえん ふく いみあ しめ
・ 日中一時支援も含まれた意味合いを示すものにすべきではないか。

ざちようこめんと
座長コメント

しょうがいじ なつやす いどうにーず しゅうちゅう ねんたんい しきゅうけつてい
・ 障害児は、夏休みに移動ニーズが集中するので、年単位の支給決定が
よ
できると良い。

ちいき いりようてきけあ かくほ
【「5. 地域における医療的ケアの確保」について】

いいん
委員より

へるば いりようてきけあ じっし ほんにん かぞく おこな いりようてき
・ ヘルパーによる医療的ケアの実施については「本人や家族が行う医療的
けあ どうとう あつか びょういんない じっし
ケアと同等のもの」という扱いで病院内においても実施できるとすべき。

ぱーそなる あしすたんす さーびす しかくとう あ かた
【「7. パーソナル・アシスタンス・サービスと資格等の在り方」について】

いいん
委員より

じゅうどほうもんかいご こうどうえんご さーびすていきょう しよき ふたん おも
・ 重度訪問介護も行動援護も、サービス提供の初期の負担が重くOJTの
やくわり おお けんしゅう かど ふたん もと へるば
役割が大きいのではないかと。研修で過度な負担を求めるとはなく、ヘルパーの
まぐち ひろ と じゅうよう きかんちゅう ほうしゅうさんてい みと
間口は広く取ることが重要。またOJT期間中の報酬算定を認めるべき。

いいん
委員より

はったつしょうがい じっち し ひと いどうしえんかいご おこな じこ お
・ 発達障害を実地で知らない人が、移動支援介護を行って事故が起こったこと
けんしゅう じゅうし ほうこう いってい はーどる ひつよう
もある。OJTによる研修を重視する方向で一定のハードルは必要ではないかと。

さーびすたいけい あ かた めいしゅう
【「8. サービス体系の在り方や名称」について】

いいん
委員より

すべ じかん ほうかつてき さーびす ていきょう さーびすけいたい
・ 全てを24時間の包括的なサービスを提供するサービス形態とするのではな
すぽつとてき しえん おこな さーびす わ のこ ぱーそなる あしすたんす
く、スポット的な支援を行うサービスは分けて残すべき。パーソナル・アシスタンス
さーびす こうどうえんご じゅうきょたくかいごとう く あ つか しく
のみのサービスではなく、行動援護や重居宅介護等を組み合わせて使える仕組
みとするのがわかりやすいのではないかと。

ほうかつてき さーびす ていきょう さーびす く あ かた ていきょう さーびす
・ 包括的なサービスを提供するサービスと、組み合わせ型で提供するサービスと
わ
いう2つに分けるということになるのではないかと。

ほうかつてき さーびす こべつほうかつしえん
【包括的なサービス】：個別包括支援

ぱーそなる あしすたんす じゅうどほうもん じゅうじつ はってん
(パーソナルアシスタンスとしての重度訪問の充実・発展)

く あ かたさーびす きょたくかいご こうどうえんご どうこうえんご いどうしえん
【組み合わせ型サービス】：居宅介護、行動援護、同行援護、移動支援